

議案第71号

関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

令和3年11月29日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

合葬式墓地の使用者の資格を変更するため、この条例を定めようとする。

## 関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市墓地公園の設置及び管理に関する条例（昭和58年関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「本市に住所を有する者で現に埋蔵しようとする焼骨を有するもの」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 区画墓地 本市に住所を有する者で、現に埋蔵しようとする焼骨を有するもの
- (2) 合葬式墓地 次のいずれかに該当する者
  - ア 本市に住所を有する者で、現に埋蔵しようとする焼骨を有するもの
  - イ 現に埋蔵しようとする焼骨（生前において本市に住所を有していた者の焼骨に限る。）を有する者
  - ウ 第12条の規定により区画墓地を返還し、当該区画墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。